

平成28年度地域別最低賃金時間額状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	( 発効年月日 )
北海道	786 ( 764 )	22	( 平成28年10月1日 )
青 森	716 ( 695 )	21	( 平成28年10月20日 )
岩 手	716 ( 695 )	21	( 平成28年10月5日 )
宮 城	748 ( 726 )	22	( 平成28年10月5日 )
秋 田	716 ( 695 )	21	( 平成28年10月6日 )
山 形	717 ( 696 )	21	( 平成28年10月7日 )
福 島	726 ( 705 )	21	( 平成28年10月1日 )
茨 城	771 ( 747 )	24	( 平成28年10月1日 )
栃 木	775 ( 751 )	24	( 平成28年10月1日 )
群 馬	759 ( 737 )	22	( 平成28年10月6日 )
埼 玉	845 ( 820 )	25	( 平成28年10月1日 )
千 葉	842 ( 817 )	25	( 平成28年10月1日 )
東 京	932 ( 907 )	25	( 平成28年10月1日 )
神奈川	930 ( 905 )	25	( 平成28年10月1日 )
新 潟	753 ( 731 )	22	( 平成28年10月1日 )
富 山	770 ( 746 )	24	( 平成28年10月1日 )
石 川	757 ( 735 )	22	( 平成28年10月1日 )
福 井	754 ( 732 )	22	( 平成28年10月1日 )
山 梨	759 ( 737 )	22	( 平成28年10月1日 )
長 野	770 ( 746 )	24	( 平成28年10月1日 )
岐 阜	776 ( 754 )	22	( 平成28年10月1日 )
静 岡	807 ( 783 )	24	( 平成28年10月5日 )
愛 知	845 ( 820 )	25	( 平成28年10月1日 )
三 重	795 ( 771 )	24	( 平成28年10月1日 )
滋 賀	788 ( 764 )	24	( 平成28年10月6日 )
京 都	831 ( 807 )	24	( 平成28年10月2日 )
大 阪	883 ( 858 )	25	( 平成28年10月1日 )
兵 庫	819 ( 794 )	25	( 平成28年10月1日 )
奈 良	762 ( 740 )	22	( 平成28年10月6日 )
和歌山	753 ( 731 )	22	( 平成28年10月1日 )
鳥 取	715 ( 693 )	22	( 平成28年10月12日 )
島 根	718 ( 696 )	22	( 平成28年10月1日 )
岡 山	757 ( 735 )	22	( 平成28年10月1日 )
広 島	793 ( 769 )	24	( 平成28年10月1日 )
山 口	753 ( 731 )	22	( 平成28年10月1日 )
徳 島	716 ( 695 )	21	( 平成28年10月1日 )
香 川	742 ( 719 )	23	( 平成28年10月1日 )
愛 媛	717 ( 696 )	21	( 平成28年10月1日 )
高 知	715 ( 693 )	22	( 平成28年10月16日 )
福 岡	765 ( 743 )	22	( 平成28年10月1日 )
佐 賀	715 ( 694 )	21	( 平成28年10月2日 )
長 崎	715 ( 694 )	21	( 平成28年10月6日 )
熊 本	715 ( 694 )	21	( 平成28年10月1日 )
大 分	715 ( 694 )	21	( 平成28年10月1日 )
宮 崎	714 ( 693 )	21	( 平成28年10月1日 )
鹿児島	715 ( 694 )	21	( 平成28年10月1日 )
沖 縄	714 ( 693 )	21	( 平成28年10月1日 )
全国加重平均額	823 ( 798 )	25	

※1 括弧書きは、平成27年度地域別最低賃金額